

令和4年4月農業委員会
定例委員会議事録

1. 開始時間 令和4年4月20日(水)

開会 午前 9 時 28 分

閉会 午前 11 時 28 分

2. 開催場所 鳥栖市役所 3階大会議室

3. 出席者の状況

番号	委員氏名	出欠
1	有馬 秀利	出
2	大石 則子	出
3	上種 正博	出
4	佐藤 敏嘉	出
5	田代 英毅	出
6	中島 俊男	出
7	西 依 誠	出
8	久富 正ノ介	出
9	松隈 邦博	欠
10	宮原 一美	出
11	脇 善治	出

4. 議事日程

第1 議事録署名委員の氏名

2番 大石 則子 委員 3番 上種 正博 委員

第2 会議書記の氏名

農業委員会事務局 江田 征樹

第3 付議案件

議案第1号	人事異動について	
議案第2号	農地法第3条の規定による許可申請について	5件
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請について	1件
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請について	6件
議案第5号	農用地利用集積計画について	97件
報告第1号	農地法第5条の規定による届出について	10件
報告第2号	農地法第18条の規定による通知について	29件

第4 追加付議案件

議案第6号	農地法第18条の規定による許可申請について	1件
-------	-----------------------	----

5. 農業委員会事務局職員

庄山裕一 武田隆洋 川原田 悟 江田征樹

6. その他出席

石松智美

傍聴者 1名

議長

それでは、ただいまより令和4年4月鳥栖市農業委員会定例委員会を開催いたします。

本日の出席者は10名。9番、〇〇〇〇委員より、所用により欠席をする旨の連絡が入っております。定足数に達しておりますので、本定例会は成立をいたしております。

また、本日の議事録署名人には、鳥栖市農業委員会会議規則第18条第2項の規定により、議席番号2番、〇〇〇〇委員と議席番号3番、〇〇〇〇委員を指名いたします。

なお、本日の会議書記につきましては、事務局の〇〇氏をお願いをいたします。

それでは、ただいまから議案審議に入ります。

初めに、議案第1号を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第1号、人事異動の発令について、4月1日で市長部局の異動に伴い、農業委員会事務局の職員につきまして異動を発令しました。

1ページをお願いいたします。

〇〇〇〇主査が市長部局へ異動され、後任として、〇〇〇〇主任が任じられております。

以上、説明とさせていただきます。

事務局

事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

(発言する者なし)

ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第1号の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

異動された方から御挨拶をお願いいたします。

(前任・新任者からの挨拶)

ただいま、異動された方から御挨拶がありました。前任の〇〇さんにおかれましては、大変お疲れさまでございました。一番大変な時期でございましたけれども、御協力ありがとうございました。また、後任の方につきましては、これからどうぞよろしくお願いをいたします。

お二人は、公務のため退席をいたしますので、よろしくお願いをいたします。

ここ2年ぐらいでどんどん職員が変わってしまっていて、一番最長の職員が、1年半ぐらいが最長ということになりました。本当に、ちょっと大丈夫かなという思いでおりますけれども、皆様方の御協力のほどをお願いいたしまして、どうか前に進めていきたいというふうに思っておりますので、今後ともどうぞよろしくお願いをいたします。

それでは、議案第2号を議題といたします。

議案第2号、農地法第3条の規定による許可申請について5件、12筆でございます。

まず、先月の保留となっておりました議案第2号、番号1の案件につきまして、〇委員のほうから発言のほう、よろしくお願いをいたします。

11番委員

11番委員の〇です。3月の定例会にも上がっていた案件にはなりますが、私の発言で、ちょっと保留にさせていただきたいということで、また地元の推進委員さんとの協議をしたいということで保留にさせていただいた案件になります。

4月の1日に、私と〇〇農業委員、〇〇、〇〇、〇〇推進委員、また〇〇町の〇〇生産組合長、6名で協議をいたしました。結果をですね、皆さんに発表する前に、ちょっと何点か、〇〇さんの耕作面積について事務局へ確認を取りたいので、幾つか確認をさせていただきたいんですが、よろしいでしょうか。

議長

お願いします。

11番委員

ではですね、この番号1のほうに耕作面積が記載されております。この耕作面積の耕作について、その意味、もしくは定義をちょっと教えてください。

議長

事務局お願いします。

事務局

すいません、大変お待たせしました。

耕作の定義につきましては、土地に労働及び資本を投じ、肥培管理を行って作物を栽培す

ることとなっております。耕うん、整地、播種、灌がい、排水、施肥、農薬散布、除草などを行い、作物が栽培される状態にされることとなっております。

11番委員

はい、ありがとうございます。テキストにも書いてありますが、耕作というのは、田畑を耕して、穀物もしくは野菜などを作っとかないかんってことですよね。はい、ありがとうございます。

では、ちょっと次ですが、次の耕作面積の面積について、ちょっと確認をさせてください。

今、〇〇さんの申請書を持ってきたと思うんですが、ここに、一般申請記載事項の1の1、こちらに所有している農地の面積を記入する欄があります。ここには〇〇さんが自作地として5万8,338.7㎡と記入をされております。それで、この面積についてなんです、これは〇〇さんが野帳か何かを確認して自分で記入して持ってこられたものなのか、もしくは〇〇さんが事務所にきて、事務局の指示のもとこの面積を記入したのか、どちらか教えてください。

議長

事務局どうぞ。

事務局

申請にこられた際に、事務局のほうで〇〇さんのほうの農地台帳のほうを確認したところでの面積を記載しているところでございます。

11番委員

では、事務局が確認して、面積を教えてあげたということですね。分かりました。

先ほど話合いをしたという中で、〇〇町の生産組合長のほうと野帳を見て確認したんですが、その中に〇〇さん野帳に載っていない農地があるのが分かりまして、こちらを農林課のほうに確認しましたところ、農地の売買が成立した後に野帳の修正をしてない農地があるよということで、その辺は分かったんですが。ちょっとこの件に関しては、この案件に関係ないので、皆さんに、ちょっとこういうのもあるという報告だけさせていただきます。

それでは、次に定例会の資料の耕作面積、9万4,281.7㎡が記載されてます。〇〇さんの申請書にはこの面積っていうのがどこにも出てきてないんですけど、この数字はどっから持ってきた面積ですか。

議長

事務局どうぞ。

事務局

〇〇さんの農地台帳につきまして、世帯の形で台帳のほうを管理しておりますので、〇〇さんの御家族の分まで含めたところでの合算された面積になっておるところでございます。

以上です。

11番委員

家族っていうのは、〇〇さんの親族が持っておられる農地もここに含まれていると。

ただ、これ〇〇さんの名前ですんで、実際この面積に出てくるのは〇〇〇〇さんだけでいいんじゃないかと思うんですけど、どうでしょうか。

その親族の農地まで管理してあるという意味で含まれているんですか。

議長

はい、事務局どうぞ。

事務局

こちらにつきましては、農地台帳がそういった、世帯で寄せるような管理の仕方を行っておりますので、ちょっとそちらに合わせるような形で今までずっと記載をさせていただいているような流れがあると思っております。

御指摘のところについて、本人さん分だけというようなことになりますと、例えば息子さんにはまだ経営移譲とかされていないような状態で、5反ないというような家族構成もあるかと思っておりますので、そういったところも加味したものではないかと想像いたします。

以上です。

11番委員

すいません、余り納得できないんですが、前々からこういう書き方だということですね。ちょっと、〇〇さんの自作地が申請書に5万8,338.7㎡と書いてありましたので、耕作面積には最大でもその数字が入るのではないかなというふうな認識を私がしておりました。この件に関しては、うん、分かりました。

それでは残り、この9万4,281.7㎡から〇〇〇〇さんの自作地を引いた分というのは、そういう親族が持っておられる農地ということによろしいんですね。

それでは、先ほどからずっと言ってますけど、耕作面積が9万4,281㎡と載っております。前回、3月の定例会のときに事務局のほうに、ちょっと確認をさせていただいたときの回答にはなるんですが、実際の作付は水稲での面積が約2,400㎡というふうに答えていただいております。ちょっと、また昔の話をぶり返しますが、令和3年の12月の定例会でも私のほうで質問した内容がちょっと議事録にも残っておりますが、譲受人の作付状況、一回確認したと思います。それで、事務局は農業委員会のほうでは把握できてないというふうに回答をいただいております。

ただ、会長のほうからも確認等は幾らか行ったほうがいいんじゃないかという言葉もいただいております。今回のこの耕作面積についてですね。野帳なり、現場に行って実際どうな

ってるのかというのは、確認はされてないのでしょうか。

事務局

3月の定例委員会の中でお答えした内容のものしか確認はできておりませんので、野帳において確認できているところしかございません。現地については確認はしておりません。

11番委員

それでは、野帳のほうで確認ということで水稻の約2,400㎡は間違いなく耕作をしているというふうな認識ですね。

ではですよ、最初に耕作とはどういう定義かというのを答えていただきました。これ何かしら栽培をしていないと、これ耕作には入らないと思います。ですんで、ここの耕作面積になります。これは誤った数字で本来は2,400というのが入るんじゃないかと思うんですが、ちょっと、私のほうではそういうふうに認識しますがどうでしょうか。

野帳で確認して、全てに作付けが確認できましたとか、現地に行って確認しましたよってなれば問題ないと思うんですが、確認されたのは約2,400㎡だけですよね。

議長

どうぞ、事務局。

事務局

議案のほうで書かせていただいている耕作面積につきましては、今までの経緯を踏まえての農地台帳の面積を書かせていただいておりますので、そこについては御指摘があれば、今後はそういったことも検討は可能かとは思っております。

以上になります。

11番委員

先ほど、ちょっと耕作の定義とかいろいろ質問させていただいて、本当にこれ事務局は理解できてるのかというふうにちょっと疑問に思う点多々あります。

今回の案件に関しては、記載されてる9万4,281.7㎡という数字が載っておりますが、野帳で確認した分もあり、全ての作付けの確認が取れてないというのであればですよ、地元の私や〇〇農業委員の方は、この数字を信じて、これ全て作付けしてるんじゃないかというふうに思うと思います。で、あればですよ、これ、自分から言わせるとこれ間違ってるんじゃないかと思えますんで、この数字を出して、この農業委員会にかけて、判断を仰ぐっていうのはどうかと思いますけど。

議長

事務局どうぞ。

事務局

おっしゃるような見方のほうもあるかと考えますけれども、農地法の第3条についての許可案件の中につきましては、耕作等について5反以上というような条件もございますので、そういった数字のところの面積に応じて判断をしていただくものも必要かと思えます。こちらの判断の基準としては記載のほうが必要だと考えておりますので、今まで農地台帳の面積について記載をさせていただいております。

あと、地元のほうの御判断については、地元の委員さんたちのほうが詳しいものと考えますので、そちらについては審議のときに御発言いただいて、皆さんで判断いただければというふうなところもあります。

以上となります。

11番委員

何回も言いますが、私から言うと、これ耕作面積じゃなくて保有してる農地の全面積じゃないかと。耕作面積ではないんじゃないかというふうに、ちょっと自分は思うところがあります。

それでは、ちょっと幾つか質問させていただきました。ちょっと私たちが話合いした中で、勘違いとかあるといけませんので確認をさせていただきましたが、私たちのほうで準備してきた資料がありますので配ってもらっていいですか。

(資料配布)

ちょっと今、配っていただいている資料につきましては、実際、〇〇〇さんが所有してる農地に行きまして、どういう管理をされてるかという形を皆さんに見ていただくために、4筆ほど写真を撮ってきてコピーをしたものになります。

それでは、結果のほうですが、私たちは、〇〇さんの耕作面積は水稻の約2,400㎡しかないと。あとは、写真で見ていただくとおり、その他の農地は自己保全というふうに判断しました。そのため、農地法の第3条第2項第1号の全部効率利用要件、こちらのほうは満たさないというふうに判断しております。ですので、地元の意見としましては、所有権移転の承認はできないというふうな判断になりました。

すいません、皆さんも今から審議に入りますが、今まで質問させていただいた内容等をちょっと考慮して判断のほうをお願いしたいと思います。

すいません、長くなりましたが質問は以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇委員のほうから御報告等ございましたけれ

ども、質疑を求めたいと思います。

はい、〇〇委員どうぞ。

1 番委員

1 番、〇〇でございます。ただいまこの図面を見て、ちょっとまだ勉強しなくてはならない部分もたくさんありますけれども、第3条の番号1を見ると、譲渡人が〇〇県の方で、農業を廃止して、農地を売りたいということで案件が出ております。譲受人は、〇〇町の〇〇さんと出ておりますけれども、なかなか難しい問題だと思います。

先ほど、地元の委員さんからございましたように、地元の御意向、意見を優先するべきだと思いますけれども。さて、そんなら田んぼがいらんで、もう廃止するからどなたか買ってくださいと農地を机の上に出してもほとんど、それじゃ私が買うよ、そういう方はいらっしやらないかと思います。

今回、〇〇さんと〇〇さんと協議の上、案件が農業委員会に出ております。私の考えとしては、まだまだ深いところは分かりませんが、昭和の時代はみんな農地で作物を作っておりましたけれども、現況につきましては、国の政策で米が余っとるから米は作らなくて、ほかの作物を作ってくれ、もしくは休んでくれということだと思います。

現在、ロシアも戦争を始めております。これが長引いて、食糧事情がどうなるかわかりませんが、いつかは、畑、また田んぼに米を作ったり、野菜を作ったりされるんじゃないかと、一部思うところもございます。

また、この農地につきましては、鳥栖市の農地、県外の方、〇〇〇、〇〇、ほかの市町村の方が譲受けされるよりも鳥栖市内の方が土地を譲受けてもらったほうがいいんじゃないかと思います。〇〇さんの土地につきましては、地元で協議をされておるとは思いますけれども、再度、耕作するように区長さん、生産組合長さんが主力となって耕作を進めていただきたいと思います。

以上お答えには、意見にはなりませんけれども、大きな目で考えていかなければならない部分もございます。そういう気持ちです。

以上です。

議長

はい、ありがとうございました。ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

5 番委員

5 番〇〇です。先ほど、お配りいただいた資料について質問です。

今回、この資料をつけていただいているところというのは、この申請者の方、所有の農地

全てということになるのでしょうか。

11番委員

すいません、記載のとおり耕作面積は9万4,000㎡ありますので、〇〇さんの野帳のほうには申請のとおり恐らく5万8,000㎡ぐらいはあると思いますが、確認の中でも申し上げたとおり、抜けている農地もございました。ですので一度、事務局のほうに、〇〇さんの全農地のデータを提供してくださいというふうにお願いして、現地を回ろうかとも思いましたが、時間の関係上、ちょっと4筆ぐらいしか回れなかったのが正直な意見でございます。

また、そのデータに関しましても、いち農業委員にはお渡しできないと、皆さんで共有するんであれば出せますけど、いち農業委員さんにはいろいろ個人情報関係もあると思いますので出せないというふうに言われましたので、一部地元の、〇〇町であるとか〇〇町であるとか、〇地区東部の4筆だけちょっと回らせていただいて、写真に撮っております。

5番委員

ありがとうございます。今回、調べていただいた4筆の合計でいくと、どれぐらいの面積になるかっていうのはお分かりでしょうか。もし、分かるようだったら教えてください。

11番委員

恐らく1万㎡ほど、1町ですね。ぐらいに、なるべく大きめの圃場を選びましたので、恐らく一万ぐらいには面積なと思います。

5番委員

ありがとうございます。

議長

はい、ありがとうございました。ほかにございましたら。

(発言する者なし)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号1の案件について賛否をいただきたいと思いますが、許可することに賛成の皆様の手をお願いたします。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。挙手、少数でございます。よって、本件は否決いたしました。

つきましては、申請者へ不許可の理由を提示する必要があるでございますので、不許可の理由を述べていただきたいと思います。よければ、地元の委員さんよりお願いをしたいと思います。

11番委員

はい、11番の○です。先ほど、最後に私どもの話合いの結果のほうをお話ししましたが、確かにですね、ほかの委員さんが言われるとおり、誰も買わないならそのまま荒れてしまうというのも確かに考えられますが、やはり、私たちは農業委員であり農地法を遵守していかないといけないというふうに考えております。ですので、理由としましては、耕作面積が約2,400㎡の水稲しかなく、そのほかは自己保全というふうに判断されると。ですので、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、こちらは満たさないというふうに、やはり判断ができるのではないかと思います。

理由としましては、やはり農地法を遵守、私たちは法律を守っていかなければいけませんので、その辺りで理由とさせていただきますと思います。

議長

はい、ありがとうございました。この件につきましては、よろしゅうございますかね。

それでは次に、議案第2号、番号2の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、農地法第3条の規定による農地等の所有権移転について3件、7筆、賃借権設定について1件、4筆の申請がございました。

それでは、2ページをお願いいたします。

議案第2号、番号2の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号2の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、○委員。

11番委員

11番の○です。先ほど、番号1でもちょっと質問しましたが、以降につきましては、地元

の委員さんの異論がなければ、私のほうも記載されている数字はあつてということで判断をさせていただきたいと思います。

よろしく願いしときます。

事務局

はい、ありがとうございます。ほかにございましたら。

はい、〇〇委員。

1 番委員

1 番〇〇です。ただいまの審議の件につきましては、譲受人の方が家に見えまして現地確認をいたしております。別に、問題はないようでございます。

以上、報告といたします。

議長

はい、ありがとうございます。ほかにございましたら。

いいですかね。

(発言する者なし)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第 2 号、番号 2 の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第 2 号、番号 3 の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第 2 号、番号 3 の案件につきましては、農地所有適格法人の解散による法人から法人代表者への所有権移転でございます。譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第 3 条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第 2 号、番号 3 の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ありがとうございます。ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号4の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第2号、番号4の案件につきましては、農業廃止を考えていた譲渡人から、経営規模拡大を考えていた譲受人への所有権移転でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号4の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございます。事務局の説明が終わりましたので質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号4の案件について、許可することに賛成の皆様の手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第2号、番号5の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、3ページをお願いいたします。

議案第2号、番号5の案件につきましては、市街化区域内の農地であり、農業経営基盤強化促進法での利用権設定ではなく農地法第3条での賃借権設定でございます。

譲受人の耕作面積は記載のとおりであり、農地法第3条許可申請は、許可相当と考えられます。

以上、議案第2号、番号5の案件についての説明させていただきます。

議長

失礼しました。事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第2号、番号5の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の対象が私でございますので、議長を交代し審議終了まで退席をさせていただきます。

その間、議長を〇〇〇〇会長代理をお願いいたします。よろしく申し上げます。

(4番委員退室)

議長(会長代理)

それでは、会長は議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第2号、番号5の案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第2号、番号5の案件について、許可することに賛成の皆さん方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。それでは、〇〇会長に交代いたします。

(4番委員入室)

議長

ありがとうございました。続きまして、議案第3号を議題といたします。

議案第3号、農地法第4条の規定による転用許可申請について1件、1筆でございます。
事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、4ページをお願いいたします。

議案第3号についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の1ページから3ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の1ページをお願いいたします。

この案件につきましては、申請者の孫が申請者所有農地に分家住宅を建築するにあたり、建築基準法の要件を満たす道路が必要になったため、申請に至ったものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、排水については自然流下となっております。

また、資金計画については、通帳の写しが添付をされております。

2ページに位置図、3ページに土地利用計画図を掲載しておりますので御参照を願います。
農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第3号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

2番委員

2番の〇〇です。担当委員として一言申し添えいたします。

4月14日、会長と、私、〇〇委員、〇推進委員、事務局の方で現地を確認いたしました。
今回の申請地は、〇〇町〇〇〇に所在する農地です。申請者の孫が、申請者、両親の住宅の隣接地に分家住宅を建設するために、建築基準法の要件を満たす道路を確保する必要があります。

るため、今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長から同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題はないと思われま

す。以上、担当委員からの意見になります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員から御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第3号の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号を議題といたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による転用許可申請について6件、8筆でございます。

議案第4号、番号1の案件について審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、5ページから7ページをお願いいたします。

議案第4号、農地法第5条の規定による農地転用許可について、所有権移転に係るものが4件、6筆、賃借権設定に係るものが1件、1筆、使用貸借権設定に係るものが1件、1筆の申請がございました。

議案第4号、番号1についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の4ページから6ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の4ページをお願いいたします。

この案件につきましては、ほとんどがのり面の農地であり、今後は自宅敷地の一部として管理するための兄妹間での贈与となります。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は西側既存水路を経由し、南側の既存水路に放流される計画となっております。

資料5ページに位置図、6ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をしております。

以上、議案第4号、番号1の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質疑を求めたいと思いません。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し添えいたします。

4月14日に会長と私と、〇〇推進委員と事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。申請地の現況は、ほとんど土手ののり面であり、農地としての利用は今後も見込めない場所です。申請者は、隣接する住宅に居住しており、これまでも実質、管理をされてありますが、今後自宅敷地の一部として管理を行うため、今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。この点から、今回の農地転用申請については、特に問題はないと思われれます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、それではないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号1の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

次に、議案第4号、番号2の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、番号2についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の7ページから9ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の7ページをお願いいたします。

この案件につきましては、〇〇〇〇〇〇の駐車場が不足していることから、鳥栖市が駐車場拡張のため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりであり、参考事項の排水計画の雨水は南側の既存水路に放流される計画となっております。また、譲渡人からの始末書も添付をされております。

8ページに位置図、9ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第4号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりましたので、質疑を求めます。

はい、〇委員。

11番委員

11番の〇です。担当委員として一言申し添えをいたします。

4月14日、会長と私、〇〇委員、〇〇推進委員、事務局で現地を確認しました。

今回の申請地は、〇〇町の〇〇〇〇〇〇の駐車場に隣接した農地になります。申請者の父がこの土地の隣接地を農地転用した際に、ちょっと境界線を確認をしていなかったということで、この土地までもう更地になっておる状態です。今回、〇〇〇〇〇〇の駐車場不足が問

題となっていた中、地元から市へ駐車場の拡張の依頼があり市が購入することとなっており
ます。その際に、土地の調査を行った際、農地と農地転用が必要であることが判明したため、
今回、申請に至ったものです。

今回の申請に伴い、土地の所有者も農地転用申請を出されていなかったことについては、
深く反省されており、始末書のほうも提出いただいております。

また、地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意を得てあります。これらの点から、
今回の農地転用申請について、特に問題はないというふうに思われます。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、○委員より御意見をいただきましたけれども、
ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号2の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す
ることに決定いたしました。

次に、議案第4号、番号3の案件について審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、番号3についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申
請審査調書の10ページから12ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の10ページをお願いいたします。

この案件につきましては、議案第3号、番号1の農地法第4条と関連しており、譲渡人か
ら孫である譲受人への分家住宅建築のため転用申請をされたものです。

土地の利用及び施設の概要は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は敷地内の集水
枥を經由し、東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画について

も、融資証明書が添付してあります。

11ページに位置図、12ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照願います。

農地区分につきましては、農業公共投資の対象になっていない小集団の生産力の低い農地であり、第2種農地と判断しております。

許可の基準といたしまして、第3種農地に立地困難な場合、許可できることから農地転用は許可し得ると判断をいたしております。

以上、議案第4号、番号3の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

2番委員

2番の〇〇です。担当委員として一言申し上げます。

4月14日に会長と私、〇〇委員、〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地は、〇〇町〇〇〇に所在する農地です。

申請者は、現在住んでいる借家が手狭になってきたこと、通勤に不便であることから、実家の隣接地である申請地に分家住宅を建設するため、今回申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長からの同意も得てあります。これらの点から、今回の農地転用申請について、特に問題はないと思われれます。

以上、担当委員からです。

議長

はい、ありがとうございました。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号3の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可す

ることに決定いたしました。

次に、議案第4号、番号4、番号5の案件につきましては、関連することでございますので、一括して審議を行いたいと思います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、番号4、番号5についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の13ページから15ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の13ページをお願いいたします。

この案件につきまして、申請者は建設業等を営んでおりますが、工事の受注増加に伴い資材置場が不足したため、申請地を資材置場として転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は東側の既存水路に放流される計画となっております。また、資金計画として通帳の写しが添付をされております。

14ページに位置図、それから15ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断をしております。

許可の基準といたしましては、第1種農地の立地基準では、原則不許可となっておりますが、例外許可として既存の施設の拡張という事項があります。今回の申請は、申請地北側の資材置場の拡張であるため農地転用は許可し得ると判断をいたします。

以上、議案第4号、番号4、番号5の案件についての説明とさせていただきます。

議長

事務局の説明が終わりました。質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

3番委員

はい、3番委員の〇〇です。担当委員として一言申し上げておきます。

4月の14日に、会長と私と〇〇委員、それから事務局で現地を確認いたしました。

今回の申請地につきましては、〇〇〇町というところと、ちょうど県境の〇〇市とが隣接をしております、水路一つです、ちょっと違うという状況でございます。

実際、農地の所有者につきましては〇〇市の方になっておりますし、実際誰の田んぼかよく地元委員としても把握してない状況でございました。ちょうど水路を挟んで、〇〇市の人が所有をされてあったけど、この〇〇地区の田んぼということで確認をいたしました。

今回申請につきましては、先ほど〇地区から出ておった建設業者さんが営んでおられますが、受注の増加に伴い資材置場が不足しているという状況のようで、資材置場の拡張として転用申請されたということでございます。第1種農地ではございますが、先ほど事務局から説明があったかと思えます。ちょっと耕作するにもですね、非常に困難な場所にもございますので、地区としてはありがたいと言いませんけれども、そういう転用等されて活用していただいたほうがいいかというようなところでございます。

あと、地元の区長なり生産組合長、水利組合長からの同意も得ておりますので、これらの点から今回の転用申請につきましては、特に問題はないかなど。排水関係も、一応水路を挟んでおりますので、そこに雨水を流すということで問題ないのではないかというふうに思っております。

以上、担当委員からの意見となります。

議長

はい、ありがとうございます。ただいま、〇〇委員より御意見をいただきましたけれども、ほかにはございましたら。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号4、番号5の案件について、許可することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

議案第4号、番号6の案件について、引き続き審議を行います。

事務局の説明を求めます。

事務局

議案第4号、番号6についての申請の詳細につきましては、別冊資料1の農地転用許可申請審査調書の16ページから18ページを御参照願います。

それでは、別冊資料1の16ページをお願いいたします。

この案件につきましては、譲渡人から子である譲受人への使用貸借権設定による、農家住宅建築のため転用申請されたものです。

土地の利用及び施設の概要、資金計画は記載のとおりで、参考事項の排水計画の雨水は集水桝を經由し、東側の既存水路に放流される計画となっております。また資金計画として、融資証明書が添付されております。

17ページに位置図、それから18ページに土地利用計画図を掲載しておりますので、御参照をお願いいたします。

農地区分につきましては、都市的整備がされた区域内農地であり、第3種農地と判断をいたしております。

許可の基準といたしまして、第3種農地は原則許可できることから、農地転用は許可し得ると判断しております。

以上、議案第4号、番号6の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりましたので質疑を求めますが、議案第4号、番号6の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条議事参与の対象が私でございますので、議長を交代し、審議終了まで退席をさせていただきます。

その間、議長を〇〇〇〇会長代理をお願いをいたします。

(4番委員退室)

議長（会長代理）

度々すいません、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第4号、番号6の案件について質疑を求めます。

はい、〇〇委員。

10番委員

10番委員の〇〇です。担当委員として一言申し添えいたします。

4月14日、会長と私と〇〇推進委員、事務局で現地を確認いたしました。今回の申請地は、〇〇町に所在する農地です。

申請者は、将来、父親の農業を継ぐにあたり、農地に近く実家も隣接している申請地に農家住宅を建てるため、今回、申請に至ったものです。

地元の区長、生産組合長、水利組合長から同意も得てあります。これらの点から、今回の

農地転用の申請について、特に問題はないと思われま

す。以上、担当委員からの意見となります。

議長（会長代理）

はい、ありがとうございます。ただいま、〇〇委員のほうからこういう御意見がございましたけれども、ほかに、どなたか御意見等はございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

よろしいですかね。それではないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第4号、番号6の案件について、許可することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

（賛成者挙手）

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり許可することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長に交代します。

（4番委員入室）

議長

お待たせしました。次に、議案第5号を議題といたします。

農用地利用集積計画について97件、164筆でございます。

議案第5号、番号1から97につきましては、一括して審議をいたします。

事務局の説明を求めます。

事務局

8ページから38ページをお願いいたします。

議案第5号、農用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進事業により97件、164筆の申し出がございましたので、農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき決定を求めるものでございます。内訳につきましては、20ページ、37ページ及び38ページの農用地利用集積計画集計表をもとに、一括して御説明をいたします。

20ページをお願いいたします。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が16万6,582.91平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で、賃借権が101件、16万0,790.91平方メートル、使用貸借権が4件、5,792平方メートルとなっており、総合計105件、16万6,582.91平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人49名、借人30名、申請枚数は51枚となっております。

続きまして、37ページをお願いいたします。

中間管理機構との貸借です。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が10万1,494平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が26件、5万9,918平方メートル、使用貸借権が33件、4万1,576平方メートル、総合計59件、10万1,494平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人43名、借人2名となっており、申請枚数は46枚となっております。

38ページを御覧ください。このページは20ページと37ページの合計の集計表となります。

1の利用権設定の中の(1)地目別設定面積について、地目「田」、「畑」の設定面積は記載のとおりでございまして、合計が26万8,076.91平方メートルとなっております。次に、(2)の作物別設定面積について、作物名「水稻」、「その他」の設定面積と件数につきましては記載のとおりでございまして、合計で賃借権が127件、22万708.91平方メートル、使用貸借権が37件、4万7,368平方メートルとなっており、総合計164件、26万8,076.91平方メートルとなっております。

次に、3の申請者の状況につきましては、貸人92名、借人32名、申請枚数は97枚となっております。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えております。

以上、議案第5号の案件についての説明とさせていただきます。

議長

はい、ありがとうございました。事務局の説明が終わりました。質疑を求めますが、議案

第5号、番号17、番号21、番号25、番号40の案件につきましては、農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限に該当いたしますので、順次、委員の退席を求めます。

まず初めに、番号17の案件について審議を行います。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(1番委員退室)

はい、それでは議案第5号、番号17の案件について質疑を求めます。

(発言する者なし)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号17の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(1番委員入室)

それでは次に、議案第5号、番号21について審議を行います。議事参与の対象が私でありますので、議長を交代し審議終了まで退席をさせていただきます。

その間、議長は〇〇〇〇会長代理をお願いいたします。

(4番委員退室)

議長（会長代理）

それでは、会長が議事参与の制限により退席されましたので、私がこれより議長を務めさせていただきます。

議案第5号、番号21の案件につきまして、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号21の案件について、承認することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

それでは、議長を〇〇会長と交代します。

(4番委員入室)

議長

それでは続きまして、議案第5号、番号25について審議をいたします。

この件につきましては、〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(3番委員退室)

それでは議案第5号、番号25の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号25の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(3番委員入室)

次に、議案第5号、番号40について審議を行います。

〇〇〇〇委員の退席を求めます。

(6番委員退室)

はい、議案第5号、番号40の案件について質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

はい、ないようですので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号40の案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

〇〇〇〇委員の入席を求めます。

(6番委員入室)

それでは次に、議案第5号、番号17、番号21、番号25、番号40を除く案件について、質疑を求めます。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ないようでございますので、質疑を終了いたします。

これより、採決に入ります。

議案第5号、番号17、番号21、番号25、番号40を除く案件について、承認することに賛成の皆様の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

はい、ありがとうございます。賛成多数と認めます。よって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

続きまして、先日、昨年10月に不許可とした農地法第18条申請に対する審査請求の裁決がございました。この件を追加議案といたしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、議案第6号と資料を事務局より配付をいたします。

(議案配付)

それでは、事務局より説明を求めます。

事務局

それでは、議案第6号について、事務局より御説明をいたします。

まず、議長からも御報告がありましたとおり、先日、佐賀県農林水産部長より、昨年10月に不許可といたしました農地法第18条申請に対する審査請求について審査庁から裁決があり、改めて許可申請に対する処分を行うよう通知がっております。

通知の内容につきましては、本件審査請求に係る処分を取り消すとあり、その理由といたしまして、農地法第18条の許可権者は鳥栖市農業委員会となっているが、不許可の理由が農地法第18条の処理基準に基づいた判断となっておらず、過去の判例でも申請要件については賃借人の同意を必要としないため「双方の同意ができてから本申請を行うよう」との主張は誤りである。したがって、本件処分は、農地法第18条第2項各号の要件以外の事情を理由に行われており、法的要件を満たしていないため違法と判断するとなっているところです。

別紙資料により、農地法第18条第2項第1号から第6号の許可要件の御確認をお願いします。

この件につきましては、昨年10月の定例委員会において、事務局より農地法第18条第2項第2号の許可判断について、農地法関係事務に係る処理基準により「具体的な転用計画があ

り、転用許可が見込まれ、かつ賃借人の経営及び生計状況や離作条件等からみて、賃貸借契約を終了させることが相当と認められるか等の事情により判断するもの」とあり、申請地が新産業集積エリア事業用地の中の農地であり転用許可が見込まれること。それから、平成28年以降、耕作面積を縮小されていることから、解約されることによる賃借人の経営や生計状況等に与える影響は少ないと判断されること。また、農地法第18条第2項第6号の許可判断についても同処理基準には「賃借人が農地を適正かつ効率的に利用していない場合は、法第18条第2項第1号に該当しない場合であっても、同項第6号に該当することがあり得る。」とあり、平成28年以降の耕作が確認できないことから、効率的な利用がなされていないものと判断されるとの説明を行っておりますが、審査におきまして、「耕作者と地権者の争いは当事者で話し合い、その合意ができてから農業委員会へ届ける順序でしていただきたい」として不許可としておりました。

このことが、農地法第18条第2項の法的要件を満たしていないと指摘をされております。

今回の処分の取り消しについては、前回不許可とした理由が法的要件を満たしていないとの指摘によるものでございますので、今までの議論を踏まえて、農地法第18条第2項第2号の許可判断につきましては、解約されることによる賃借人の経営や生計状況等に与える影響は少ないと判断されるものの、本年2月の定例委員会において、新産業集積エリアの転用申請については採決により不同意となっており、転用許可が見込めるとは言えないためこれに該当しないもの。また、農地法第18条第2項第6号の許可判断につきましても、申請地が不耕作となった理由が、市より耕作しないよう言われたことによるものであり、本申請が提出された後は耕作を再開されているためこれに該当しないものと考えております。

事務局からの説明は、以上となります。

議長

ただいま事務局より説明がございました。改めて許可申請に対する処分を行うよう通知がっておりますので、資料のとおり、農地法第18条第2項の中の要件に沿った理由を記載して、不許可の通知を行いたいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

8番委員

ちょっとこれ、地元の委員として。8番の〇〇です。

これ、突然今配って、今審議せろっちゅう形ばってん。これ、〇〇、〇〇、双方は知ってるわけ、出しとるとは。今度の議案に。

議長

事務局お願いします。

事務局

申請人である〇〇さんのほうには、同様の通知が行っているものと思いますが、耕作者である方についての通知はあってないというふうに聞いております。

8 番委員

聞いとりますっちゅうか、これ事務局、譲受人は知らんとに審議ばするわけ。

事務局

耕作者の方への周知について、その審議をするしないっていうようなところは条件ではないと判断いたしております。

今回の案件につきましては、そもそも、一旦うちのほうで不許可という判断を出して、申請人のほうに通知をいたしております。それで、その申請人からの不服申立てが、今度、県のほうになされておりました、県のほうから、先ほど申しましたとおり、この申請に対しては十分な審議がなされていないということで、今回差し戻しっていうことで、もう一回審査をし直してほしいということで、こちらのほうにまた戻ってきたところでございます。

これに対して、もう一度、こちら委員会のほうで審査をしていただくことになっておりますけれども、一度、過去に不許可ということで審査をしております。その審査に基づく不許可の条件といたしまして、不許可の法的要件を満たしていないという指摘がございましたので、それに対する法的要件を備えて、今回の判断をいたしまして、また改めて申請人のほうに不許可という通知を出したいということで、今回の内容となっているところでございます。

8 番委員

それで、結局、県のほうからそういう指示があったらばじゃん、これ、一応取りあえず、譲受人にはちゃんと言うて、県の報告をちゃんと言うて、それで今度こういう議案を上げますよって言わんと、これ、いかんとやないかなあって、ちょっとこれ素人考えばってん。

まずこれ、今配って今。これ、別に反対とか賛成とかなんもない。ただ、ちょっと常識的に、今配って、今判断して、今議決をとるっちゅたって、これはちょっと。幾ら何でん、1週間前ぐらいには出しとって、検討して、今度議案に上げますよ、が順序じゃなからうかと思うばってん、事務局どがん。

議長

はい、〇〇委員。

3 番委員

すいません、3番の〇〇です。ちょっとこう、頭の中を整理せんとなかなか、理解ができない部分っていうのが多々あるのかなと思います。

前回、不許可の理由というのが、不許可にした理由ですよね、多数決をとられて不許可になったのかなと思いましたがけれども。この理由が、適当ではないという判断なのかなという

ふうになんて理解しました。

ですから、この、今度譲受人っていうか、耕作をされてある方の主張が、耕作はするつもりだったけど、鳥栖市が耕作をしないように言われたのでしなかったと、ここに書いてありますとおり、それが主張をすれば不許可の理由となるということでしょうか。

議長

はい、事務局お願いします。

事務局

はい。おっしゃるとおりの内容になっております。

3番委員

そこで、ちょっとまた新産業エリアが入ってきているので、余計ややこしく感じるんですが、申請地について転用許可が見込まれるとはいえずということで、ここはちょっと、もう県に一任してる部分というのが既に出てきているのかなという気もしておりますけれども。ここは、私たちにつきましては、不同意という結果を出ささせていただいたと思っております。あとは、県の判断によるものになってくるのかというふうにも感じておりますが。

今回、この新産業エリアにつきましては、切り離して考えていいのかどうかをちょっとお尋ねしたいと思います。

事務局

おっしゃるとおり、その分とこちらの分とは、切り離して考えていただくようお願いいたします。

3番委員

ということは、一応、市のほうからそういう見込みがあるので、耕作をしないように言われたことによるものちゅうふう理解せやんとですかね。

鳥栖市のほうは、転用許可が見込まれるから耕作をしないように言われたというふうに判断せやんとですかね。

事務局

そのようにとっていただくことになると思います。

3番委員

では、新産業エリアにかかわらず、市のほうから耕作をしないように言われたというようなことで、基準、基準ちゅうか判断をしていいのかなという、ちょっと確認です。

だけん、新産業エリアが入っていくとややこしくなるんですけど、もう単純に、何らかの転用許可が見込まれるので、市のほうから耕作をせんでくれということと言われたというところだけで判断をしていいんですかね、の確認。

議長

どんなですか、事務局。

そうですね、耕作者のほうが、前々から市から耕作をしてくれるなど言われとったから、私は作ってないということをしきりに言われておりましたけれども。前回10月の委員会の中で、それはあくまで任意であって、お願いベースですよというようなお話もありましたけれども。あくまで、正式に止めているという認識ではないということが分かって、耕作者の方はその後、麦を播いたというような話を聞きますけれども、耕作をされているというような状況でございます。

だから、10月に審議をした際には、あくまで耕作されていないという事の理解のもとで審議を行いましたけれども、今回の場合は、もう実際されているものだからですね。そこをどう取り扱うのかというのものもあるのかなあとは思っております。

ちょっといいですか、ちょっと休憩させてもらっていいですかね。休憩します。

(休憩中)

再開いたします。

先ほど、事務局より説明がございましたが、改めて、許可申請に対する処分を行う通知があっておりますので、資料のとおり農地法第18条第2項の中の要件に沿った理由を記して、不許可の通知を行いたいと思っておりますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、そのように決し、申請者へ通知したいと思います。

それでは次に、報告第1号から報告第2号について、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

それでは39ページをお願いいたします。

報告第1号、農地法第5条の規定による農地等の転用に係る届出につきまして、所有権移転に係るものが10件、20筆提出され、市街化区域の農地であり適法であると判断したため、受理したことを御報告いたします。

次に、42ページをお願いいたします。

報告第2号、農地法第18条の規定による合意解約通知につきまして29件、34筆の合意解約した旨の通知があり、この案件につきまして、引渡し6か月以内の合意解約であり、解約事

また、現在この案は、市のホームページに掲載し、同様に意見の募集を行っております。そして、頂いた意見等も踏まえまして、令和3年度の活動の点検・評価の最終案を来月5月の定例会に上げさせていただきます。

そこで改めて確認いただきましたのちに、鳥栖市農業委員会の令和3年度の点検・評価といたしまして6月30日までにホームページに掲載することとなります。

説明については、以上となります。よろしくお願いいたします。

議長

はい、ありがとうございます。何か、今の質問か何かありますか。

もう一つ、事務局からあったかな。

はい、事務局お願いします。

事務局

それでは、事務局よりお願いを申し上げます。

鳥栖市におきましては、地球温暖化防止、節電等、エコオフィスのための取組といたしまして、令和4年5月1日から10月15日までをエコスタイル、ノーネクタイ・ノー上着を実施いたします。

委員の皆様におかれましては、エコスタイルでの御出席をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

事務局

はい、ありがとうございました。

ほかになければ、一応、閉めさせてもらってよろしゅうございますかね。

それでは、次回の鳥栖市農業委員会定例委員会は、令和4年5月20日金曜日、午前9時30分より本庁の3階、この場所で開催の予定をいたしております。

以上で、本日の鳥栖市農業委員会定例委員会を終了いたします。

農業委員会会議規則第18条第2項の規定により署名する。

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____